第1章 計画概要

1 計画策定の背景

わが国における少子高齢化はとどまるところを知らず、第二次ベビーブームで生まれた子どもが大人へと成長し、新しい家庭を築くことが期待される頃である近年においてすら、第三次ベビーブームのきざしは見られず、出生数および合計特殊出生率(15~49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、その年次の年齢別出生率を一人の女性にあてはめたと仮定したときの、その女性が一生の間に産む子どもの数)は低下の一途をたどっています。人口を維持するのに必要とされる合計特殊出生率は2.08と言われていますが、平成15年時点でのわが国の合計特殊出生率はそれを大きく下回る1.29であり、最低記録を更新しています。

こうした状況は本市(市名の表記については目次最終ページの注意を参照)においても同様であり、出生数の減少など少子高齢化傾向が続いています。

少子化の進行は、次の時代を担う若者の減少を意味し、わが国の社会経済全体に極めて深刻な影響を与えることが懸念されています。そこで国ではこれまでにも「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について(エンゼルプラン)」(平成6年)をはじめとして、「少子化対策推進基本方針」及び「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について(新エンゼルプラン)」(平成11年)などを示し、「仕事と子育ての両立支援」を中心として、子どもを生み育てやすい環境づくりに努めてきました。しかし、平成14年に発表された「日本の将来推計人口」では、これまで少子化の主たる要因とされていた晩婚化に加え「夫婦の出生力そのものの低下」により、今後も少子化が一層進行すると予測されたことから、「すべての子育て家庭への支援」を主眼とし、改めて国、地方公共団体、企業等が一体となって、従来の取り組みに加えてもう一段の対策を進めるため、「少子化対策プラスワン」(平成14年)の発表と「次世代育成支援対策推進法」(平成15年)の制定が行われました。

「次世代育成支援対策推進法」では、地方公共団体及び企業(常時雇用労働者数301人以上)に対して次世代育成支援対策に関する「行動計画」の策定を義務づけており、今後10年間の集中的・計画的な取り組みを推進することとなりました。

こうした流れを受けて、本市においても、次世代育成の支援環境づくりに関して 住民や企業などとともに共同で取り組む指針として、本計画を策定するものです。

2 計画の性格と位置づけ

本計画は、次世代育成支援対策推進法に定める市町村行動計画であり、本市の次世代育成支援の基本的方向や子育て支援サービスを明らかにし、次世代育成支援対策の総合的かつ計画的な推進を図ろうとするものです。

本計画の策定にあたっては、市町村合併前の伊勢崎市、赤堀町、東村、境町のそれぞれの実情と上位計画となる総合計画を踏まえるとともに、国の「次世代育成支援対策行動計画策定指針」を参考とし、その他関連する福祉関連計画とも整合性をもたせて策定しました。

3 計画の期間

次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画は、平成 17 年度から平成 21 年度までの 5 か年を第 1 期目とし、平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 か年を第 2 期目と定められています。

したがって、第1期目となる本計画の計画期間を、平成17年度から平成21年度までの5か年とします。また、社会情勢などの変化に対応するため、必要に応じて見直すとともに、平成21年度中に第2期目の計画の策定を行います。

平成 17年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26
本計画	本計画(第1期)の期間(平成17~21年度)								
				見直し	第 2	2期計画の	期間(平成:	22~26年	

4 計画の策定体制

(1)会議体

この計画の策定にあたっては、学識経験者をはじめ、関係機関代表者、子どもの育成に関係の深い団体等の代表者、サービス利用者などからなる「伊勢崎市次世代育成支援行動計画策定懇談会」、及び、庁内組織である「次世代育成支援行動計画策定庁内検討会議」を設置し、計画内容の検討を行いました。

(2)意識・実態・要望等の把握

子育て家庭や子どもの生活実態や要望等を把握するため、伊勢崎市では平成 15年12月に就学前児童保護者、小学校児童保護者、中・高校生を対象とした ニーズ調査を、また、赤堀町、東村、境町では平成16年2月に就学前児童保 護者、小学校児童保護者を対象としたニーズ調査を実施しました。

さらに、伊勢崎市では、平成16年2月9日と10日の2日間、伊勢崎市内の 母親クラブや幼稚園、保育所(園)の保護者会に対する団体ヒアリングを実施し ました。

ニーズ調査実施概要

市町村名	調査種別	対 象	調査方法	調査期間	配布数	回収数	回収率
	就学前児童編	市内在住の 就学前児童とその保護者		平成15年	2,000件	1,100件	55.0%
伊勢崎市	小学校児童編	市内在住の 小学生児童とその保護者			2,000件	991件	49.6%
	中高生編	中 高 生 編 市内在住の12~18歳住民 郵送配 郵送回			2,000件	804件	40.2%
赤堀町東村境町	就学前児童編	町村内在住の 就学前児童とその保護者		平成16年 2月13日	2,200件	1,034件	47.0%
	小学校児童編	町村内在住の 小学生児童とその保護者		~ 2 月23日	2,200件	1,000件	45.5%

団体ヒアリング実施概要

実施時期	平成16年2月9日・10日	
実施場所	各団体活動場所	
ヒアリング参加団体	 1.母親クラブ(参加者11名) 2.さくら幼稚園保護者会(参加者8名) 3.みやさと保育園保護者会(参加者6名) 4.公立保育園保護者会連合会(参加者10名) 5.公立幼稚園保護者会連合会(参加者8名) 6.西園保育園保護者会(参加者5名) 7.白ばら保育園保護者会(参加者5名) 	
ヒアリング内容	1.団体活動を行う上での問題点など 2.地域生活と子育て家庭の関わりなど 3.母子の健康に関することなど 4.子どもの教育に関することなど 5.居住環境や遊び場、各種施設に関することなど 6.仕事と子育ての両立に関することなど 7.子どもの安全に関することなど 8.児童虐待や母子父子家庭、障害児への支援に関することなど 9.その他	